

こ
こ
か
ら
始
め
る

外国人材の雇用 スタートブック



日本政策金融公庫
国民生活事業

はじめに こんなお悩みありませんか？

少子高齢化の進行などにより、人手不足に悩む事業者の方は多いのではないのでしょうか。そのような中、外国人材を雇用し、人手不足を解消する小規模事業者が増えています。本冊子では、外国人材の雇用を進めるにあたって、知っておきたい基本的な知識や相談できる公的機関などをご紹介します。

本冊子を参考に、外国人材の雇用を検討してみたいはいかがでしょうか？



目次

- 中小企業・小規模事業者で進む外国人材の雇用 P3
- 「在留資格」とは？ P4
- 知っておきたい主な「在留資格」 P5
- 新たな「在留資格」 P9
- 相談できる公的機関 P10

キャラクター紹介



○×建設の社長

採用が上手くいかず、人手不足で困っている。



△□製作所の社長

専門家に相談しながら、外国人材を雇用したことで人手不足が解消できた。



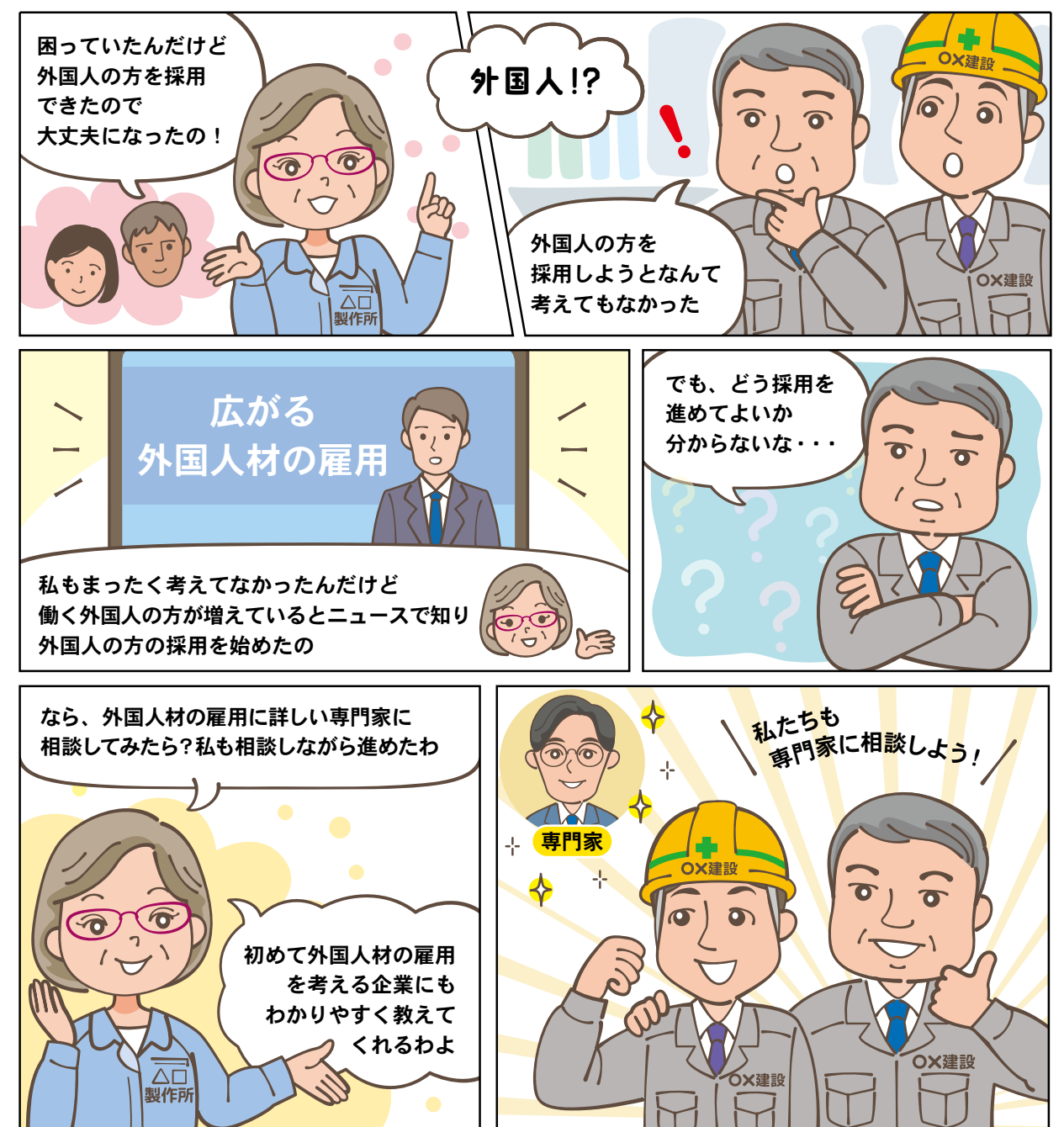
○×建設に勤務する従業員

受注の増加に対応できるよう、社長に従業員の採用をお願いしている。



外国人材の雇用に詳しい専門家

小規模事業者の方々に対して、外国人材の雇用に関する情報提供やサポートを行っている。



中小企業・小規模事業者で 進む外国人材の雇用



最近、外国人の方が働く姿をよく見るようになったけど、雇用できているのは大企業で、中小企業・小規模事業者が外国人材を雇用することは難しいのでは？

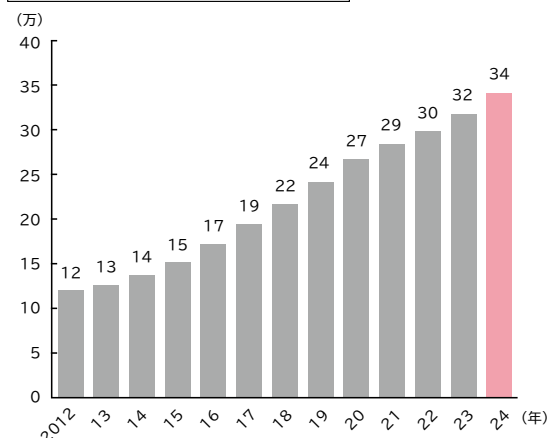
そんなことはありません。
外国人材を雇う中小企業・小規模事業者は年々増加しています。
また、様々な業種の企業が外国人材の雇用を進めています。



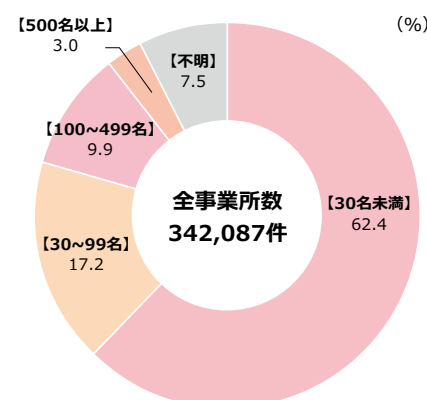
● 6割以上が中小規模の事業所

深刻な人手不足の状況を背景に、外国人材を雇う企業は年々増加しており、事業所数は約34万件にのぼります。
規模別にみると、6割以上が従業員数30名未満の事業所であり、大多数が中小規模の事業所であることが分かります。

外国人雇用事業所数の推移



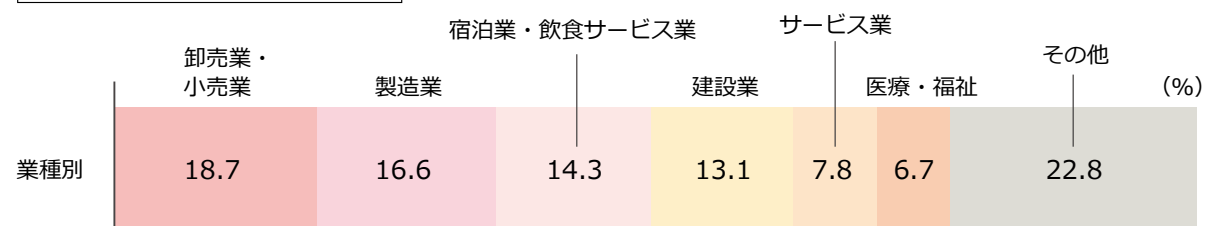
事業所規模別外国人雇用事業所の割合



「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和6年10月末時点）（厚生労働省）
（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50256.html）を加工して作成

また、外国人材を雇う事業所を業種別でみると、卸売業・小売業、製造業、宿泊業・飲食サービス業が多いものの、それ以外の様々な業種でも雇用していることが分かります。

産業別外国人雇用事業所の割合



「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和6年10月末時点）（厚生労働省）
（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50256.html）を加工して作成

「在留資格」とは？



外国人の方も日本人と同じように採用を進めればよいのかな？

外国人の方が日本で働くためには、就労可能な在留資格を取得することが必要です。まずは、在留資格の基本を理解しましょう。



● 「在留資格」は29種類

外国人の方が日本で暮らすためには、必ず在留資格を取得する必要があり、その資格ごとに活動の範囲が決められています。

特に、就労については、厳格にその範囲が法律で規定されているため、在留資格によって従事できる業務が決まっています。

身分・地位に基づく在留資格で従事できる業務の制限なし

「永住者」「日本人の配偶者等」など

就労が認められているが従事できる業務の制限あり

「経営・管理」「技術・人文知識・国際業務」「介護」「技能」
「特定技能」「技能実習」「特定活動※」など

※就労の可否は指定される活動によります。

資格外活動許可を受けた場合のみ就労が認められる

「留学」「家族滞在」など

「在留資格」の一覧はこちらから確認できます。▶



出入国在留管理庁ホームページ

🚫 ここに注意！



外国人の方に在留資格で認められていない仕事をさせると、雇用主は『不法就労助長罪』という刑事罰を受ける可能性があります。「知らなかった」では済まされませんので、注意が必要です。

次のページ以降で、主な在留資格について、概要や採用方法、企業事例を紹介します。



知っておきたい主な「在留資格」

「特定技能」

国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れることを目的とした在留資格です。
特定技能1号、2号の2つの資格があり、それぞれ就労可能な産業分野や在留期間等が異なります。

	特定技能1号	特定技能2号
対象者	相当程度の知識・経験を持つ方 ^{※1}	熟練した技能を持つ方
在留期間	通算で上限5年	上限なし（在留期間の更新が必要）
就労可能な産業分野 ^{※2}	「介護」や「飲食料品製造業」などの16分野	1号で可能な分野のうち、「宿泊」や「建設」などの11分野

※1 知識・経験については、分野所管の行政機関が定める試験等で確認されます。
※2 詳細はP6の表を参照

● 「特定技能1号の外国人材」に対する支援

特定技能1号の外国人材の雇用主である特定技能所属機関（受入れ企業等）は、その方が勤務や日常生活などを安定的かつ円滑に行えるよう、適切な支援を実施する必要があります。
なお、この支援については、登録支援機関[※]に委託することができます。

※出入国在留管理庁長官の登録を受けた機関で、出入国在留管理庁のホームページ（https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00205.html）から確認ができます。

● 採用方法

特定技能1号の外国人材を採用するには、「技能及び日本語の試験に合格した人材を採用する」「技能実習2号を良好に修了した人材を採用する」という2つの方法があります。ハローワークや人材紹介サービスを活用し、人材を募集します。



- ✓ ハローワークや人材紹介サービスに出す求人を、分かりやすい文章でふりがなを付けて作成し、外国人の方でも理解しやすいようにする

【企業事例】

業種	宿泊業	従業員数	15名
● 地方で宿泊施設を運営する事業者。人手不足の解消を目的に、宿泊分野の業界団体へ相談し、人材紹介サービスに求人情報を掲載 ● 外国人の方から応募があったため、業界団体の紹介を受けた登録支援機関のサポートを活用し、「特定技能」人材として採用 ● 採用した外国人材により、インバウンド客にもスムーズに対応ができるようになったことから、人手不足解消に加え、サービスの質が向上した。			

（参考）「特定技能」での就労可能な産業分野と業務（令和7年3月時点）

産業分野	従事できる業務
介護	● 身体介護等のほか、これに付随する支援業務
ビルクリーニング	● 建築物内部の清掃
工業製品製造業	● 機械金属加工 ● 電気電子機器組立て ● 金属表面処理 ● 紙器・段ボール箱製造 ● コンクリート製品製造 ● RPF 製造 ● 陶磁器製品製造 ● 印刷・製本 ● 紡織製品製造 ● 縫製
建設	● 土木 ● 建築 ● ライフライン・設備
造船・船用工業	● 造船 ● 船用機械 ● 船用電気電子機器
自動車整備	● 自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務
航空	● 空港グランドハンドリング ● 航空機整備
宿泊	● 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供
自動車運送業	● トラック運転者 ● タクシー運転者 ● バス運転者
鉄道	● 軌道整備 ● 電気設備整備 ● 車両整備 ● 車両製造 ● 運輸係員
農業	● 耕種農業全般 ● 畜産農業全般
漁業	● 漁業 ● 養殖業
飲食料品製造業	● 飲食料品製造業全般
外食業	● 外食業全般
林業	● 林業
木材産業	● 製材業、合板製造業等に係る木材の加工等

※色付は特定技能2号の対象となる産業分野です（「工業製品製造業」については、「機械金属加工」「電気電子機器組立て」「金属表面処理」のみが対象）。

「留 学」

日本の大学や専門学校等で学ぶ外国人留学生を対象とした在留資格で、原則としてアルバイトを含む就労が制限されています。

そのため、留学生がアルバイトを希望する場合は、「資格外活動許可」を取得する必要があります。

許可の取得	就労前に、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署に「資格外活動許可」を申請し、許可を取得することが必要
就労時間	原則、週 28 時間以内

ここに注意！



就労時間については、アルバイトの数に限らず週28時間以内と定められています。そのため、留学生がアルバイトを掛け持ちしている場合は、合算して週28時間以内にする必要があります。雇用する際は、他にアルバイトをしていないかなど、留学生の労働状況を正確に把握しておきましょう。

● 採用方法

大学や日本語学校などからの紹介を依頼するほか、学生間の口コミなどにより採用できる場合があります。



- ✓ 近くの日本語学校に、学内で求人票を掲示してもらうよう依頼
- ✓ 採用した留学生に知人を紹介してもらう

【企業事例】

業種	コンビニエンスストア	従業員数	25 名
● 大手コンビニエンスストアの FC 店舗を経営する事業者。慢性的に人手不足であったことから、国籍問わず人材の募集を実施 ● 求人サイト経由で応募のあった外国人留学生の採用を決定 ● 採用した外国人材により、円滑に店舗の営業ができていたほか、友人の留学生を紹介してもらうことで、人手不足が緩和された。			

「特定活動(46号)」

日本の大学や大学院等を卒業し、高い日本語能力を有する方を対象とした在留資格で、大学などで習得した知識や経験、日本語能力が活用できる業務に就労することができます。

なお、この在留資格は勤務先を指定したうえで取得する必要があります。

就労可能な企業	日本の公的機関や一般の民間企業*
活動内容	以下のいずれにも該当する業務 ● 日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務 ● 日本の大学などで習得した知識及び応用的能力等を活用する業務 (例) 商品企画、技術開発、営業、管理、企画 (広報)、人材教育等

※転職する場合は「在留資格変更許可申請」が必要です。

● 採用方法

日本人学生と同様に、大学等からの紹介や人材紹介サービスの利用、ハローワークでの募集などの採用方法があります。



- ✓ 大学が開催する就職説明会に参加し、外国人の方を含めた多様な人材を募集していることをPR
- ✓ 日本の大学を卒業する外国人留学生のアルバイトの方に、正社員として働くことを打診

【企業事例】

業種	情報通信業	従業員数	8 名
● AI を活用したソフトウェアの開発を行う IT 系スタートアップ。事業の成長に伴い、システムエンジニアの採用を検討 ● 地元の大学及び専門学校に求人したところ、卒業予定の外国人留学生から応募があったことから採用を内定 ● 雇用にあたり、在留資格の申請などを申請取次行政書士に依頼したことで、円滑に雇用契約が完了 ● 外国人材が加わったことで、開発のスピードが上がるだけでなく、今までになかったアイデアの提案もあり、新サービスの提供が可能となった。			

新たな「在留資格」



報道でよく聞く「技能実習」はどういった在留資格？
人手不足を補うために、うちも技能実習生を雇用できるかな？

開発途上地域等への技能や知識の移転を図ることを目的とした技能実習制度のための在留資格です。そのため、単に労働力を補うことを目的として外国人技能実習生を雇用することはできません。
今後は「技能実習」に代わり、人手不足にも対応する「育成就労」という新たな在留資格が創設される予定です。そこで注目が集まっている「育成就労」についてご紹介します。



「育成就労」

人手不足分野における人材の育成・確保を目的とした在留資格で、令和6年6月21日に法律が公布されました。公布から3年以内に、技能移転等が目的であった技能実習が廃止され、育成就労制度が施行されます。

必要な日本語能力の要件	就労開始前に、日本語能力 A1 相当以上の試験（日本語能力試験 N5 等）※ 合格またはそれに相当する日本語講習の受講
在留期間	原則、3 年以内
就労可能な産業分野	原則、特定技能と同じ産業分野

※平仮名や片仮名、日常生活で用いられる基本的な漢字や定型文を読んで理解できるレベルです。
(注) 上記は令和 7 年 3 月時点の情報です。最新の情報については、出入国在留管理庁ホームページ
(<https://www.moj.go.jp/isa/>) をご確認ください。

育成就労制度の施行に向け、現在、就労可能な産業分野などについて政府で検討されています。
今後、中小企業・小規模事業者の人材確保につながる在留資格として注目されています。



相談できる公的機関



実際に外国人材を雇用する際は、どのようにすればよいのかな？
どこか相談できる機関はないかな？

私は、国際人材協力機構（JITCO）に相談したわ。
ほかにも、外国人材の雇用に関して相談できる公的機関があるみたい。



● 主な公的機関と概要

ハローワーク

「外国人雇用管理アドバイザー※」を設置し、外国人労働者の雇用管理の相談に無料に対応しています。雇用管理の改善や職業生活上の問題への相談対応などに加え、事業所へのアドバイザー派遣も行っています。

※外国人労働者の雇用管理などについて、専門的な知識や経験を有する専門相談員です。

国際人材協力機構（JITCO）

内閣府所管の公益財団法人で、「技能実習」「特定技能」「育成就労」などの外国人材雇用に関する総合的な支援機関です。

主な支援内容は、①外国人材の受入れ支援、②雇用に関する手続き支援、③外国人材の送出し支援、④人材育成支援、⑤技能実習生の保護/在留支援です。監理団体・登録支援機関の情報提供を行うサービス「ジツコ・ネット」を運営するほか、「育成就労」に関するセミナーの開催なども行っています。



ホームページ

外国人技能実習機構（OTIT）

法務省及び厚生労働省所管の認可法人で、技能実習計画の認定や技能実習生からの相談対応などを行っています。

育成就労制度の施行に伴い、「外国人育成就労機構」に改組される予定であり、育成就労に関する外国人の方への相談業務等を行う予定となっています。



ホームページ

そのほか、行政書士などの専門家や民間金融機関、人材紹介会社などでも相談に乗ってくれる場合があります。
また、相談窓口を設置し、外国人材の雇用に利用できる補助・助成制度を用意している自治体もあります。
人手不足解消の手段の一つとして、ぜひ外国人材の雇用を検討してみてください！



監 修

公益財団法人 国際人材協力機構 (JITCO)



技能実習生、特定技能外国人等の外国人材の受入れの促進を図り、国際経済社会の発展に寄与することを事業目的とした内閣府所管の公益財団法人。東京のほか、全国の主要都市8箇所に拠点を構える。

日本公庫からのご案内

インターネット申込

借入申込のお手続きは「インターネット申込」をご利用いただけます。

インターネット上でお申込手続きが完結

24時間365日いつでもお申込可能

来店・郵送よりスピーディーに完結



▲詳細はこちら

事業資金お問合せチャット

事業資金に関するご質問にお答えするチャットボットです。24時間365日ご利用いただけます。



▲ご利用はこちら



日本政策金融公庫

国民生活事業

発行

日本政策金融公庫 国民生活事業本部
顧客支援室

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-4

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

日本公庫ダイレクト

日本公庫の様々なサービスが
利用できる会員専用
サイト

会員登録は
こちら！



LINE公式アカウント

経営の“プラス”になる情報や
サービスをLINEで
お届け

友だち追加は
こちら！

